第九条第一項の表都道府県の項第五号に次のように加える。

3	私立幼稚園在籍人員及び私立幼稚園在籍人員数の合計数は、全国総合システム事務連絡に基づき算出された前年度費用の額のうち、私立保育所在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。	私立認定こども園の一号認定子に係る前年度費用額の合計額は、全国総合システム事務連絡に基づき算出された費用の額のうち、私立保育所在籍人員及び私立認定こども園在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。
4	私立幼稚園在籍人員及び私立幼稚園在籍人員数の合計数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条から第七条までに定める利用者負担額のうち、平成二十七年十月の私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園在籍人員数の合計数とする。以下この表において同じ。	私立認定こども園の一号認定子に係る前年度費用額の合計額は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された子ども・子育て支援法施行令第二百十三号）第四条から第七条までに定める利用者負担額のうち、平成二十七年十月の私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。
5	前年度私立幼稚園在籍人員及び私立認定こども園在籍人員数の合計数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十七年十月一日現在の私立幼稚園及び私立認定こども園に在籍する一号認定子どもの数の合計数とする。以下この表において同じ。	前年度私立認定こども園の一号認定子に係る前年度費用額の合計額は、全国総合システム事務連絡に基づき算出された費用の額のうち、私立保育所在籍人員及び私立認定こども園在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。

第九条第一項の表都道府県の項第六号1算式ア中「0.964」を「0.967」に、「1.016」を「0.993」に改め、同項第七号1算式ア中「11.819」を「11.955」に改め、同号1算式アの符号αの算式及び算式の符号を次のように改める。

算式	$\frac{(a-b)\times12\times0.25}{c}\times\frac{1.023}{159.563}$
算式の符号	$(a-b)\times12\times0.25$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
a	前年度私立保育所等費用額
b	前年度私立保育所等利用者負担額
c	前年度私立保育所等在籍人員数

第九条第一項の表都道府県の項第七号1算式イ中「1.185」を「1.135」に、「2.222」を「2.128」に、「1.481」を「1.418」に、「13.333」を「12.766」に、「8.889」を「8.511」に、「0.741」を「0.709」に、「4.444」を「4.255」に、「0.962」を「0.978」に改め、同号1算式ウ中「1.203」を「1.180」に改め、同号1算式エ(1)中「27.73」を「27.71」に改め、同号1算式エ(2)中「33.84」を「31.70」に改め、同号1算式エ(3)中「23.59」を「22.70」に改め、同号1算式オ中「1.323」を「1.074」に、「0.892」を「0.772」に、「1.148」を「0.968」に、「3.429」を「2.507」に、「1.195」を「0.884」に、「1.073」を「0.829」に、「0.656」を「0.646」に、「31.392」を「37.969」に改め、同号2中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、「に限る。」の下に「以下この号及びこの表市町村の項第八号において同じ。」を加え、同号3から5までを次のように改める。

3	国定価格基準に基づき算出された前年度費用の額のうち、私立保育所在籍人員及び私立認定こども園在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。	前年度私立保育所等費用額は、前年度の十月分として全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された費用の額のうち、私立保育所在籍人員及び私立認定こども園在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。
4	前年度私立保育所等利用者負担額は、前年度の十月分として全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された子ども・子育て支援法施行令第四条から第七条までに定める利用者負担額のうち、私立保育所在籍人員及び私立認定こども園在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。	前年度私立保育所等利用者負担額は、前年度の十月分として内閣府に報告された子ども・子育て支援法施行令第四条から第七条までに定める利用者負担額のうち、私立保育所在籍人員及び私立認定こども園在籍人員に係る額とする。以下この表において同じ。
5	前年度私立保育所等在籍人員数は、前年度の十月分として全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数とする。以下この表において同じ。	前年度の十月分として内閣府に報告された私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数とする。以下この表において同じ。

第九条第一項の表都道府県の項第七号6中「平成二十六年度児童手当・特例給付支給状況報告について」（平成二十七年四月十三日付内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）を「平成二十八年度実施事業」に改め、同号31中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改め、「共同生活介護（ケアホーム）」を「介護サービス包括型・外部サービス利用型」に改め、同号33中「（ホームヘルプ）」を削り、「グループホーム」を「介護サービス包括型・外部サービス利用型」に改め、同号34から42までの規定中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、同項第八号1から4までを次のように改める。

1	密度補正Ⅱに用いる密度は、都道府県立病院病床数に二三・三一をそれぞれ乗じて得た数を合算した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）を、都道府県立病院病床数に五三・〇一を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）とする。	密度補正Ⅱに用いる密度は、都道府県立病院病床数に二三・三一をそれぞれ乗じて得た数を合算した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）を、都道府県立病院病床数に五三・〇一を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）とする。
2	密度補正Ⅲに用いる密度は、都道府県立病院病床数に二三・三一をそれぞれ乗じて得た数を合算した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）を、都道府県立病院病床数に五三・〇一を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）とする。	密度補正Ⅲに用いる密度は、都道府県立病院病床数に二三・三一をそれぞれ乗じて得た数を合算した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）を、都道府県立病院病床数に五三・〇一を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）とする。
3	密度補正Ⅳに用いる密度は、都道府県立病院病床数に二三・三一をそれぞれ乗じて得た数を合算した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）を、都道府県立病院病床数に五三・〇一を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）とする。	密度補正Ⅳに用いる密度は、都道府県立病院病床数に二三・三一をそれぞれ乗じて得た数を合算した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）を、都道府県立病院病床数に五三・〇一を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）とする。
4	密度補正Ⅴに用いる密度は、都道府県立病院病床数に二三・三一をそれぞれ乗じて得た数を合算した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）を、都道府県立病院病床数に五三・〇一を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）とする。	密度補正Ⅴに用いる密度は、都道府県立病院病床数に二三・三一をそれぞれ乗じて得た数を合算した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）を、都道府県立病院病床数に五三・〇一を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、四捨五入する。）とする。